

第8回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

<第8回は4条5条の審査案件がないので部会は開催なし>

事務局 : ただ今から、第8回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : 先日、玉村スマートインターの交通量の報告を見る機会があったが、1日当たり
上下それぞれ約4,000台、朝夕の通勤時間帯が最も交通量が多かった。今後も
インター周辺は発展していくと思うが、農業への影響も見守っていきたい。

事務局 : ありがとうございます。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお
願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は11名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 7番 新井正芳 委員 8番 町田 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和6年1月22日受付
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<申請の内容について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案
のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。4件受理しております。

<届出の内容について説明>

以上で報告事項第1号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。1件受理しております。

<届出の内容について説明>

以上で報告事項第2号を終わります。

続きまして報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。

今月は資料のとおり4件の合意解約の通知を受けております。

議長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告事項については、終了とします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 : ○能登半島地震義援金について
全国農業会議所より、義援金募集の案内がありました。市町村の農業委員会(事務局)が集金し一括送金することは、寄付とみなされ法令に抵触する可能性があるため、個人による送金で行ってほしいとのこと。あくまで義援金の募集であるため、実施は各個人に任せます。

○社会福祉協議会特別賛助会員費について
抛出するかどうかを協議いただきたい。抛出する場合は、皆さんの報酬から

集めた会費の中から出すこととなります。

(会長) →この件についてはどうするか。異論がなければ会費の中から3万円を拠出することよろしいか。

<全員賛成にて会費から3万円を拠出することで決定>

○じゃがいもの定植について

学校と協議して日程を決めることとなりますが、どのあたりの日程がよろしいでしょうか。週単位くらいで候補日を絞りたい。去年は3月10日に実施しています。3月7日の農業委員会の時に、農業委員全員で種芋の準備をしたいと考えている。

→3月7日の農業委員会後に種芋の準備をし、11日～13日あたりで学校と日程調整する。事前の耕うんは大墳委員が行う。

議長：その他、委員の方から何かありますか。

5番委員：地域計画について、農業委員会が作成の一端を担うということだと思うが、計画作成の行程やスケジュールが決まっていたら知りたい。

事務局：次の会議で決まっている内容について説明したい。

5番委員：女性農業委員の登用について、3割を目標に進めていくと聞いているが、玉村町も具体的な対策を考えて前向きに進めていくべきと考える。

4番委員：県の女性会議の役員になっているが、女性委員をどう増やすかという議論は常に出ている。北毛は女性が多い印象。各委員もぜひ配偶者の方を農業委員に推していただきたい。

会長：他にありませんでしょうか。

なければ、以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。